

後期高齢者医療保険料のお知らせ

令和3年度分の後期高齢者医療保険料額を決定しましたので、お知らせします。
保険料額やお支払い方法(同封の通知書5枚目)を必ずご確認ください。

※この通知前に転出や死亡などにより新潟市在住の後期高齢者医療制度加入者でなくなった方も、本年度の加入月数に応じた保険料をお支払いいただく必要があります。

保険料の納付方法について

- ◆**口座振替の方**…各納期限の日に振替します。なお、転出・死亡等の後も、保険料が更正されるまでの期間、振替になる場合があります。
- ◆**現金納付の方**…通知書7枚目以降に現金納付用の用紙が添付されていますので、通知書から切り離さずに、区役所、出張所、連絡所、金融機関の窓口へお持ちになり納めてください。(ゆうちょ銀行およびコンビニエンスストアでは現金納付できません。)

現金納付・口座振替の各納期限

期別	納期限	期別	納期限	期別	納期限
1期(7月)	8月2日	4期(10月)	11月1日	7期(1月)	翌1月31日
2期(8月)	8月31日	5期(11月)	11月30日	8期(2月)	翌2月28日
3期(9月)	9月30日	6期(12月)	12月28日	9期(3月)	翌3月31日

◆納期限までに納付されませんと、督促状の送付や遅れた日数や金額によって延滞金がかかる場合がありますので、必ず納期限までに納めてください。

10月以降、納付方法が年金天引きとなっている方

◆対象者…下記の《年金天引きの要件》の①②ともに該当の方

《年金天引きの要件》

- ①新潟市分の介護保険料が年金から天引きされている方。
- ②後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金(介護保険料が天引きされている年金)の受給額の2分の1を超えない方。

【お問い合わせ先】(7月中は、窓口および電話が大変込み合いますので、ご理解ください。)

区役所	担当課	電話番号
北区	区民生活課	025(387)1285
東区	区民生活課	025(250)2275
中央区	窓口サービス課	025(223)7154
江南区	区民生活課	025(382)4241
秋葉区	区民生活課	0250(25)5677
南区	区民生活課	025(372)6137
西区	区民生活課	025(264)7254
西蒲区	区民生活課	0256(72)8340

このチラシは、令和3年7月1日現在で決定されている内容で作成しました。

申請により口座振替による納付も可能です。(特別徴収中止申請)

年金天引きを中止し、口座振替による納付をご希望の場合は、以下の手続きをしてください。
※既に後期高齢者医療保険料の口座振替の手続き済の方は、①の手続きは不要です。
※一度申請された方は、手続き不要です。本年度以降も口座振替が継続されます。
※納付いただく保険料の総額は変わりません。

① 口座振替の手続き	下記のいずれかの方法により、口座振替の手続きをしてください。 ●保険証・通帳届出印・通帳口座振替依頼書をお持ちの上、 金融機関 の窓口にてお申込みください。 ●保険証・取扱金融機関のキャッシュカードをお持ちの上、 区役所または出張所 にお越しください。専用端末にカードを通し、暗証番号を入力すると申込みできます。(一部お取り扱いできないカードがあります。) ※取扱金融機関など、詳細はお問い合わせください。
② 特別徴収中止申請	①の口座振替依頼書等の本人控えを添えて、 区役所区民生活課(中央区は窓口サービス課) にて特別徴収中止の申請をしてください。 ※既に口座振替をご利用の方は、口座振替依頼書等の控えは不要です。

- ◆申請をいただいてから概ね3か月後の年金天引きから中止となります。
- ◆被保険者本人以外の口座からのお支払いに変更することもできます。この場合の社会保険料控除は、口座名義人の方に適用されます。これにより世帯全体の所得税や住民税に影響が生じる場合がありますので、ご留意ください。
- ◆介護保険料については、申請により年金天引きを中止することはできません。

保険料の決まり方

- ◆保険料は、前年中の総所得金額等や世帯の所得状況などにより、**個人単位**で賦課されます。
- ◆保険料は、加入者が等しく負担する「均等割額」と、加入者の所得に応じて決まる「所得割額」の合計となります。
- ◆1人当たりの賦課限度額は、**年間64万円**です。

【保険料の計算方法】

保険料 (年額)	=	均等割額	+	所得割額											
		1人当たり 40,400円		(前年中の総所得金額等－基礎控除額(※)) ×所得割率 7.84%											
				※	<table border="1"><thead><tr><th>被保険者本人の合計所得金額</th><th>基礎控除額</th></tr></thead><tbody><tr><td>2,400万円以下</td><td>43万円</td></tr><tr><td>2,400万円超 2,450万円以下</td><td>29万円</td></tr><tr><td>2,450万円超 2,500万円以下</td><td>15万円</td></tr><tr><td>2,500万円超</td><td>0円</td></tr></tbody></table>	被保険者本人の合計所得金額	基礎控除額	2,400万円以下	43万円	2,400万円超 2,450万円以下	29万円	2,450万円超 2,500万円以下	15万円	2,500万円超	0円
被保険者本人の合計所得金額	基礎控除額														
2,400万円以下	43万円														
2,400万円超 2,450万円以下	29万円														
2,450万円超 2,500万円以下	15万円														
2,500万円超	0円														

総所得金額等とは

それぞれの収入から必要経費(公的年金等控除、給与所得控除など)を控除して求められた所得(年金所得、給与所得や事業所得など)の合計です。
※**税務申告の際の扶養控除・社会保険料控除・医療費控除などを控除する前の所得金額**です。
※遺族年金や障害年金などの非課税所得は、計算の対象所得に含まれません。
※**保険料は前年中の所得をもとに賦課されます。所得税や住民税の申告は正しく行いましょう。**

【ご都合により書類の送付先を変更したい場合】

送付先変更の申請により、新潟市や新潟県後期高齢者医療広域連合からお送りする書類を、被保険者の住民票所在地以外のご親族等へ送付することができます。大切なお知らせが確実に届くようにご活用ください。

年間保険料の見方 (例：単身世帯(85歳) 年金収入205万円 年間保険料額73,000円、7月から9月まで普通徴収、10月から特別徴収(年金天引き)の場合)

2枚目

年間保険料額

令和3年度分の後期高齢者医療保険料額 73,000円

令和3年度分
1年間の保険料額

加入月数が1年未満
の際に減額となる額

令和2年中の
総所得金額から
基礎控除の
43万円を引いた額

保険料算定の基礎

①賦課のもととなる 所得金額	②所得割率	③所得割額 ①×② (12か月分)		④均等割額 (12か月分)	⑤算出額 ③+④
520,000円	7.84%	40,768円		40,400円	81,168円
⑥限度超過額	⑦所得割軽減額 (12か月分)	均等割 軽減割合	⑧均等割軽減額 (12か月分)	⑨年保険料額 ⑤-⑥-⑦-⑧	月数
0円	0円	2割	8,080円	73,088円	12
					⑩月割減額
					0円

限度額の64万
円を超えた額

世帯の所得状況に応じた均等割額
の軽減に該当する場合の軽減額
(被用者保険の被扶養者であった方に
該当する場合は、下段に記載)
【例は2割軽減に該当している場合】

上段の算出額から、
限度超過額・軽減額
を引いた額

加入(予定)月数

⑮保険料額※
⑨+⑬-⑩-⑭

73,000円

※100円未満切捨

後期高齢者医療制度に加入する前日において被用者保険の被扶養者であった被保険者については、後期高齢者医療制度に加入した日の属する月から2年を経過する月までのうち、本年度分の保険料算定の基礎が、こちらに表示されます。

加入月数が1年
未満の際に減
額となる額

⑪均等割額 (12か月分)	均等割 軽減割合	⑫均等割軽減額 (12か月分)	⑬年保険料額 ⑪-⑫	月数	⑭月割減額
*****円	*****	*****円	*****円	**	*****円

被用者保険の被
扶養者であった
方で、後期高齢
者医療制度加入
後2年以内の方
の軽減額

均等割額から均等割
軽減額を引いた額

被扶養者であった者に対する
軽減に該当する月数

4枚目

年間保険料額	仮徴収(暫定保険料)額	差引保険料額	新潟市在籍月数
73,000円	0円	73,000円	12月

特別徴収 (年金天引き)				普通徴収		
納付月期	暫定保険料額	確定保険料額	納期	納付月期	確定保険料額	納期限
4月期	*****	*****	*****			
6月期	*****	*****	*****			
8月期	*****	*****	*****	1期(7月)	12,300	令和3年 8月 2日
10月期		12,300	年金支給日	2期(8月)	12,100	令和3年 8月31日
12月期		12,100	年金支給日	3期(9月)	12,100	令和3年 9月30日
2月期		12,100	年金支給日	4期(10月)	*****	*****
				5期(11月)	*****	*****
				6期(12月)	*****	*****
				7期(1月)	*****	*****
				8期(2月)	*****	*****
				9期(3月)	*****	*****
合計		① 36,500			② 36,500	

新潟市分保険料額 特別徴収と普通徴収の確定保険料額の合計額(①+②) 73,000円

年金天引きで納める額

現金または口座振替で納める額

※通知書5枚目に、あなたのお支払方法が記載されていますので、ご確認ください。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方への支援制度

- ◎保険料の減免・猶予…保険料の納付が困難となった場合、保険料の減免・徴収の猶予が受けられることがあります。
 - ◎傷病手当金…新型コロナウイルス感染症等の療養のために給与の支払いが受けられなかった方を対象に、療養期間中の給与相当額の一部を支給します。
- ★申請の条件や申請に必要な書類など、詳しくはお問い合わせください。

保険料の納付が困難な場合には・・・

- 納付相談をいつでも受け付けていますので、お早めに区役所窓口にてご相談ください。現在の状況をお聞きし、それぞれの事情に合った納付計画を一緒に考えていきます。
- 新型コロナウイルス感染症の影響のほか、災害や失業、倒産により所得が著しく減少したときなど、特別な事情により保険料の納付が困難な場合には、申請により保険料の徴収の猶予や減免を受けられる場合があります。